

令和4年度第1回
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 議事録（要旨）

開催日時	令和4年5月26日（木） 午後2時00分から午後3時50分まで	開催場所	八潮市役所 3階 第二応接室
出席者	八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員（秋山委員、坂本委員、石原委員、豊田委員、山口委員）		
傍聴者	2名		
内容	<p>1 八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員委嘱書交付式</p> <p>（1）開会</p> <p>（2）委嘱書交付</p> <p>（3）委員自己紹介</p> <p>（4）副市長あいさつ</p> <p>（5）閉式</p> <p>2 令和4年度第1階八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会</p> <p>（1）開会</p> <p>（2）会長及び副会長の選出</p> <p>（3）諮問</p> <p>（4）議事 八潮市個人情報保護条例の見直しについて</p> <p>（5）報告 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>（6）閉会</p>		
提供資料	<p>次第</p> <p>資料1 八潮市個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>資料1 別紙1 現行条例と改正法の比較</p> <p>資料1 別紙2 審議会に係る想定スケジュール</p> <p>資料2 条例改正に当たっての個別論点</p> <p>資料2 別紙 改正個人情報保護法の不開示情報と八潮市情報公開条例の非公開情報の比較表</p> <p>参考資料1 個人情報の保護に関する法律</p> <p>参考資料2 八潮市個人情報保護条例</p> <p>参考資料3 個人情報の保護に関する法律施行令</p> <p>参考資料4 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）</p> <p>資料3 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況</p>		

【議事詳細】

八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員委嘱書交付式

- (1) 開式
- (2) 委嘱書交付
- (3) 委員自己紹介
- (4) 副市長あいさつ
- (5) 閉式

令和4年度第1回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

- (1) 開会
- (2) 会長及び副会長の選出
委員の推薦により、会長は秋山委員、副会長は坂本委員に決定された。
- (3) 諮問
副市長から審議会に個人情報保護条例の見直しについて諮問を行った。
・副市長から会長に諮問書を渡した。
- (4) 議事
八潮市個人情報保護条例の見直しについて
◆資料1「八潮市個人情報保護条例の一部改正について」、資料1別紙1「現行条例と改正法の比較」及び資料1別紙2「審議会に係る想定スケジュール」に基づき、事務局が八潮市個人情報保護条例改正の概要及び八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に係る今後のスケジュールについて説明を行った。

【質疑応答】→質疑なし

◆資料2「条例改正に当たっての個別論点」及び資料2別紙「改正個人情報保護法の不開示情報と八潮市情報公開条例の非公開情報の比較表」に基づき、事務局が八潮市個人情報保護条例改正における個別の検討事項について説明を行った。

【質疑応答】

○委員からの質問

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）の改正は、八潮市に大きな影響はあるのか。

○事務局からの回答

個人情報保護制度の運用については、改正後の個人情報保護法と比較して大きな違いはそれほど認められない。しかし、これまで八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の役割の1つであった電子計算機の結合（オンライン結合）に関して意見を聴くことは、今後認められないこととなった。

○委員からの質問

町会・自治会の構成員の個人情報が、町会・自治会の運営に必要な場合は、八潮市が保有する個人情報を町会・自治体に提供できるようになったのか。

○事務局からの回答

個人情報の取扱いについては、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている。

そのため、町会・自治会の運営に必要な場合であっても、利用目的以外の目的のために、個人情報を町会・自治会へ提供することは、現状では難しいものと考ええる。

○委員からの意見

マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策の3分野に限られているが、マイナンバーカードは、市民にとって有用なものになり、様々なことに利活用が可能なシステムになることを期待する。

(5) 報告

◆資料3「情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況」に基づき、事務局が昨年度の各実施状況について報告を行った。

【質疑応答】

○委員からの質問

資料3の4ページ、「2 開示方法及び費用負担」の表-8において、現在は実費を徴収しているとのことであるが、八潮市個人情報保護条例改正後は手数料として徴収するということか。

○事務局からの回答

資料2の1ページにあるとおり、個人情報の開示請求に係る費用については、手数料として徴収する方向で検討している。

○委員からの質問

開示請求に係る金額については変更ないということでもいいのか。

○事務局からの回答

金額については現行のままで行うことを検討している。

(6) 閉会